

船舶事故等調査報告書（軽微）

1	船舶事故	計	46件
2	船舶インシデント	計	9件
		合 計	55件

平成23年5月27日

運輸安全委員会

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（函館事務所）

- 1 漁船共栄丸浸水
- 2 漁船海丸船種船名不明衝突
- 3 油タンカー北珠丸貨物船ひので衝突

（仙台事務所）

- 4 漁船第五惣伸丸乗揚
- 5 引船第十一福丸起重機船第二海鵬漁船裕栄丸衝突（えい航索）

（横浜事務所）

- 6 漁船沖丸運航阻害
- 7 砂利運搬船第八十八さだ丸乗揚
- 8 漁船第五十八太幸丸運航不能（機関損傷）
- 9 貨物船第参拾壺旭洋丸乗揚
- 10 貨物船 HAI XIANG 火災
- 11 石材運搬船第五若虎丸乗揚
- 12 水上オートバイケンカ・ジョー乗揚
- 13 L P G タンカー CRANE RADIUS 引船出雲丸油タンカーブルーマリン衝突
- 14 ヨットエルバ乗揚
- 15 漁船第3市平丸衝突（灯浮標）
- 16 コンテナ船 HAMMONIA EXPRESS スパッド台船第22吉野号衝突
- 17 モーターボート SEA SKY II 養殖施設損傷
- 18 貨物船 SNK LADY 漁船仁辰丸衝突
- 19 漁船辰丸運航阻害
- 20 モーターボート F R 2 5 衝突（防波堤）

（神戸事務所）

- 21 ロールオン・ロールオフ貨物船第二はる丸漁船海神丸漁船海神丸衝突
- 22 液体化学薬品ばら積船第六万栄丸モーターボート信海丸衝突
- 23 漁船瑞穂丸運航不能（機関損傷）
- 24 貨物船第三大運丸乗揚
- 25 漁船千鳥丸漁船豊津丸衝突
- 26 液体化学薬品ばら積船兼油タンカー吉祥丸乗揚
- 27 液体化学薬品ばら積船第十友昇丸衝突（栈橋）

（広島事務所）

- 28 漁船第十一天祐丸運航不能（機関損傷）
- 29 水上オートバイウルトラ同乗者負傷
- 30 モーターボート S u n D r e a m 衝突（かき筏）
- 31 貨物船第一平成丸乗組員負傷
- 32 自動車渡船宝栄運航阻害
- 33 押船明神丸はしけみょうじん乗揚
- 34 モーターボートなでしこ衝突（かき筏）
- 35 漁船かもめ丸モーターボート千代丸衝突

（門司事務所）

- 36 押船ジェイケイバージ J K - 1 乗揚
- 37 貨物船第二十一邦久丸乗揚
- 38 漁船第七兵殖乗揚
- 39 押船第一〇八金栄丸バージ第一〇八金栄丸乗揚
- 40 漁船更生丸乗揚

- 41 漁船第三十一竹吉丸乗揚
- 42 漁船第十八七海丸運航不能（機関
損傷）
- 43 漁船第五日昇丸乗揚
- 44 漁船第十六寿代丸プレジャーモーター
ボート AQUA MARINE 衝突
- 45 漁船金比羅丸船種船名不明衝突
- 46 貨物船長栄丸乗揚
（長崎事務所）
- 47 砂利運搬船第十八金栄丸乗揚
- 48 水上オートバイMJ-FZS同乗
者負傷
- 49 モーターボート妃由丸運航不能
（燃料不足）
- 50 引船十八住福丸台船D-306乗
揚
（那覇事務所）
- 51 漁船第三みちたけ丸大型船（船種
船名不詳）衝突
- 52 油送船SUNNY NOAH 衝突（栈橋）
- 53 漁船将実丸乗揚
- 54 プレジャーボートあやなみ運航阻
害
- 55 貨物船パシフィックファルコン引
船第3大王丸衝突

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第217号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月22日（日） 14時20分ごろ	
発生場所	愛知県一色町筒島南南東方沖 佐久島港太井ノ浦灯標から真方位124° 400m付近 (概位 北緯34°42.7′ 東経137°02.9′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 ヨット エルバ、5トン未満（長さ10.02m） 船舶番号、船舶所有者等 240-23750愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	キール下部前面打撃痕、キールと船底外板との接合部に亀裂及び機関濡損	
事故等の経過	本船は、船長が知人3人を乗せ、筒島南南東方沖を機走によって約5ノットの速力で西進中、平成22年8月22日14時20分ごろキールに大きな衝撃を受けた。 本船は、自力で一色町佐久島漁港西ノ浜地区に着岸したのち、キールが海底に着座した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：潮高 約148cm、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	本船の深さは、2.10mであった。 船長は、水深が浅い場所を知っていたが、同乗者に見せるために筒島に近いところを通過しようと思い、ショートカットして航行していた。 船長は、GPSプロッターの電源を入れておらず、本船にはレーダーが装備されていなかった。 船長は、キャビンの底板を外してキールの点検を実施したところ、キールを取り付けているフランジのボルトが抜け、その隙間から浸水しているのを発見した。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、筒島南南東方沖を西進中、船長が、同乗者に筒島を近くで見せようと思い、同島に接近したため、筒島南南東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、筒島南南東方沖を西進中、船長が、同乗者に筒島を近くで見せようと思い、同島に接近したため、筒島南南東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

